平成２１年（フ）第５７５号
盛岡市つつじが丘41番５―202号
債務者　米倉　翔太
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３３６号
石川県かほく市高松ナ77番地
債務者　櫻井由美子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２１４６号
愛知県愛西市北一色町昭和199番地
債務者　石田　裕美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８号
兵庫県丹波市市島町中竹田629番地４　こかべ台宿舎２―103号
債務者　小寺　隆文
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１０４５号
福岡市早良区室住団地46番101号
債務者　神谷　政之
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０７号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜２丁目９番７号
債務者　神山　聡美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０８号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜２丁目９番７号
債務者　神山　佳子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７４号
福岡県朝倉市田代532番地
債務者　田中すぎえ
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５８６号
福岡県宗像市池田3116番地158
債務者　具嶋有希男
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻18番地１福山通運独身寮416号
債務者　矢野　貴士
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６６２号
福岡市東区馬出２丁目２番33号ルポ馬出601号
債務者　上山裕太郎
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６７５号
福岡県春日市須玖北４丁目10番地ローレルハイツ春日306号
債務者　庄島　美保
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６８１号
福岡市東区名島３丁目19番546号
債務者　大坪　浩隆
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２１号
福岡市城南区友丘３丁目６番18―104号
債務者　山本　基成
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７８６号
福岡市東区松島１丁目24番９号
債務者　井上　竜一
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７９２号
福岡県古賀市小竹992番地
債務者　渕上　恒平
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７９５号
福岡市早良区重留３丁目34番10号
債務者　長濱　恵里
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７９７号
福岡市南区野多目１丁目２番11―805号
債務者　緒方　恵美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部